

入院基本料に関する事項

当院では「一般入院基本料（急性期一般入院料1）」を算定しております。

5階病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

入院時食事療養（Ⅰ）に関する事項

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は管理士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温（温冷配膳車）で提供しています。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合 | 1食につき 670円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合 | 1食につき 605円 |

※別に食堂加算（デイルーム等における食事が可能であるもの）として1日につき 50円

◎ 入院時食事療養費標準負担額は、1食につき 490円をご負担していただきます。

尚、難病法に規定する指定特定医療を受ける指定難病の方は、1食につき 280円となります。

入院基本料に関する事項

当院では「一般入院基本料（急性期一般入院料1）」を算定しております。

6階病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

入院時食事療養（Ⅰ）に関する事項

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は管理士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温（温冷配膳車）で提供しています。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合 | 1食につき 670円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合 | 1食につき 605円 |

※別に食堂加算（デイルーム等における食事が可能であるもの）として1日につき 50円

◎ 入院時食事療養費標準負担額は、1食につき 490円をご負担していただきます。

尚、難病法に規定する指定特定医療を受ける指定難病の方は、1食につき 280円となります。

入院基本料に関する事項

当院では「緩和ケア病棟入院料2」を算定しております。

7階病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- ・夕方17時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)に関する事項

入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は管理士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温(温冷配膳車)で提供しています。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合 | 1食につき 670円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合 | 1食につき 605円 |

※別に食堂加算(デイルーム等における食事が可能であるもの)として1日につき 50円

◎ 入院時食事療養費標準負担額は、1食につき 490円をご負担していただきます。

尚、難病法に規定する指定特定医療を受ける指定難病の方は、1食につき 280円となります。